

平成 25 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 12 月 17 日

西村委員

まず、先ほど御報告のあった米海軍ヘリコプターの不時着について、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

11 月 5 日に米軍厚木基地で行われた訓練を見学をさせていただきました。これは日米ガイドラインに基づいて、米軍機事故を想定し、米軍、警察、そして市の消防が連携をして、対応、收拾に当たるといったものでした。もちろん事故は起きてはならないものだと思います。しかしながら、その事故が起こったと想定をして、しかも厚木基地を開放して合同訓練を行ったというのは、ある意味、画期的なことであったのではないかなというふうに感じていたところです。

しかしながら、実働訓練から約 1 箇月、起きてはならないことが起こってしまったわけですが、まず私が拝見をした訓練の様子と、今回、報道で知るところと時間的な経緯の差というのをとても痛感をしているところです。確認をさせていただきたいんですが、把握をしていらっしゃったら結構ですが、県警がこの事故を知ったのは、何時だったんですか。

参事監兼基地対策部長

県警から直接何時に知ったというお話を聞いていませんが、事故直後、通報があったと承知しております。

西村委員

事故直後に県警の方は、その事故発生を通報で知っていたけれど、県が知ったのはいつなんでしょうか。

参事監兼基地対策部長

事故は 15 時 30 分で、私どもが知りましたのは報道機関から 15 時 50 分頃に御連絡を頂き、それで確認に入ったという状況でございます。

西村委員

つまり米軍から、あるいは県警からというよりも、報道機関からお知りになったということですね。

その報道なんですけれども、報道を頼るしかないもので申し訳ありませんが、県警への通報で 15 時 32 分に知った、15 時 35 分に県警から米軍に連絡を入れた。しかし、そのことを確認したという米軍から県警に連絡があったのが 15 時 43 分、ところがこれは不時着ですから、ヘリから米軍に対して、今から不時着を行うという連絡と不時着を行った際に、遭難に当たるから救助に向かってくれという通報がいつているはずなんです。この遭難呼び出しが 15 時 31 分、ヘリから米軍に遭難呼び出しという形で入っているということです。

私が見た訓練の時には、内周規制線というのを考えなきゃいけないということで、米軍が県警等の関係の方々とも内周規制線をつくって、それからそれぞれの対応に当たるといった訓練を拝見をしたんですが、この内周規制線を張る米軍の責任

者の方が到着をしたのは18時38分、実に3時間後であったというふうに報道では言われております。

これは県警のことなので、まだ掌握されてないかもしれませんが、到着までの間、何らかのホットラインのようなものは、米軍と県警、あるいは県とあったんでしょうか。

参事監兼基地対策部長

18時38分には、米軍の憲兵隊が到着したというような話は県警から聞いておりますが、その間、県警と米軍が今回の事故に関して、具体的にどういうやり取りをしたかということは、伺っておりません。

西村委員

昨日のことですございますから、まだ十分掌握をされていないかもしれません。しかし、合同訓練はたかだか1箇月前にあったことで、それを元に考えれば、余りにも今回は時間的なロスと言うか、県、あるいは県警、あるいは地元と連絡がなかなかなかった。ないがしろにされたという感は否めません。どうぞしっかりと情報収集をされまして、今後の対応、日本政府に対してもそうですが、米軍に対しても言うていただけますよう要望させていただきまして、また今後、新たな事実等が分かりましたら、報告をお寄せいただきますようお願いをいたしまして、この質問は終わります。

続いては、PDマーク、個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しについて伺わせていただきたいと思います。

もう既に御質問がありましたけれども、報告資料のグラフによりますと、本県の登録制度の登録事業者数が平成24年度に大幅に減少しているんですが、何か理由があったんでしょうか。

情報公開課長

これは所在不明である約1,500の事業者について、平成24年度に登録を職権抹消したためです。

背景について御説明いたしますと、平成16年度にまず審議会の方から、個人情報保護法の施行状況を見ながら、制度を見直しをするようという答申を頂きました。それに応えるため、まず当面の対策といたしまして、平成20年度から登録事業者に対する研修を始めました。その研修の案内通知を全登録事業者にお送りしましたところ、宛先不明で戻ってきたものがかなり多かったため、所在地に関する実態調査を始めました。

そして、二つ目の当面の対策としまして、2年連続で所在不明が確定した事業者については、ホームページでの公示の手続を経た後に、登録を職権で抹消することとしまして、平成22年度から平成23年度にかけて、所在不明が確定した約1,500の事業者について、職権で抹消したものです。

西村委員

平成25年11月1日現在で登録の6,791事業者については、住所等をきちんと把握できているというふうに捉えていいですね。

情報公開課長

おおむねそうなのですが、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、また新たに約 300 ぐらい所在不明の事業者が生じております。ですから、現在では約 6,500 の事業者について、所在地を把握できております。

西村委員

ということは、約 1,800 の事業者が倒産をされたとか、あるいはどこかに引っ越されてしまい、PDマークを持ったままいなくなっちゃったということだと思っただけなんですけれども、住所が把握できている約 6,000 グループの事業者の中には、店舗等にPDマークを提示している事業者もあるかと思えます。6,500 もの多くの事業者からPDマークを回収することは可能なんですか、また回収にはどれぐらいの時間がかかると考えているのか、あるいは経費がどのぐらいかかるか、もし算出をされていたらしゃるなら教えてください。

情報公開課長

登録業務を廃止する改正条例につきましては、県議会で御議決いただきましたら、平成 26 年 4 月 1 日に公布し、同年 10 月 1 日に施行したいと考えておりますので、半年間の周知期間がございますので、基本的にはこの半年間でおおむね回収可能と考えております。回収方法につきましては、郵送の他、最寄りの県機関に御持参いただく方法、また研修会に参加される事業者については、その際に御持参いただく方法など、いろいろな方法がございます。郵送すると、1 通当たり多分 120 円とか 140 円ぐらいの費用がかかりそうなんですけれども、全部郵送によるか、その辺はまだ決まっておられません。効果的な回収方法について、今、検討しているところです。

西村委員

わざわざ持ってきて、PDマークを返還するという労を惜しまずにやっていたかどうかというのは大変疑問なんですけれども、私がPDマークを見た印象は、大変すばらしいものだと思うんですね。これが額に入っていたら、プライバシーマークと同様の第三者認証制度であると誤解するおそれがあるんじゃないかなと思います。事業者によっては、悪質な場合、悪用ができる可能性も否めません。きちんと回収すべきだと思うんですけれども、このPDマークの回収に協力してくれなかった登録事業者に対しては、追跡調査など、行われる予定でしょうか。

情報公開課長

事業者への連絡方法でございますが、まず 4 月 1 日付で改正条例が公布されましたならば、できるだけ速やかにそのPDマークの廃止について、通知を郵送予定でございます。その際に、回収についての協力依頼を呼び掛けます。その後、回収状況を見ながら、大体夏ごろを想定しているんですが、返却がない事業者に対しては、再度協力を呼び掛ける通知、若しくは電話連絡を考えております。

中には、登録証をなくしてしまったとかという事業者もあると思いますので、回収されない事業者に対しては、最終的には必ず電話で確認をし、どのような状

況かということも、きちっと記録にとっていきたいと考えております。

西村委員

最近、同窓会名簿を買い付けるとか、会社の名簿を買い付けるという仕事もあるわけです。そういった会社を経営されている方が違う形で申請をしてPDマークを手に入れて、それが店舗や会社に掲げられて、安心ですよ、名簿管理はしっかりしますから、名簿をお売りくださいなんて言われたら、どんな使い方をされるか分からない。深く考えれば、こんなことも懸念をされると思うんです。どうぞしっかりと対応していただきたいと思います。

それに対して、プライバシーマークというものがありますけれども、このプライバシーマーク制度について確認をさせていただきたいと思います。

報告資料によると、申請料等は規模によって、30万円、60万円、120万円となっております。これは申し込む時点で全額払わなければならない額なんですか。

情報公開課長

申請時点で必要なのは、事業の規模にかかわらず、一律、申請料の5万円だけとなっております。その申請料5万円を払いますと、まず申請内容に関する形式審査がございます。そこで内容に不備があるかないかの確認をして、なければその申請の受理となります。

申請が受理されますと、文書審査、次に現地審査を受けます。現地審査まで終わった段階で、あと残りの審査料を払うんですが、それが小規模事業者の場合は20万円、中規模だったら45万円、大規模だったら95万円となり、そこで審査結果が出ます。

審査結果に指摘事項がなければ、そのままプライバシーマークの付与の決定の有無となるんですけれども、そこで指摘事項があれば改善の指導があります。事業者が改善できるかどうか、そこで検討し、改善できずと報告をすれば、指摘事項はなしとなって、それでプライバシー付与決定になります。プライバシーマークの付与の決定が実際にされますと、そこでマーク付与登録料というのを払います。これが小規模事業者の場合は5万円なので、トータルで30万円になると、こんなような流れになっております。

西村委員

今、お話を伺っていると文書審査や現地審査があり、そしてまたその後に指導も行われるということで、信頼度の高いものであるというふうに認識をいたしました。

本来だったら、個人情報に関わる事業者の皆さんがこのプライバシーマークを取得をしていただけると、大変良いのではないかなと思うんですが、一般に中小の事業者にとっては、プライバシーマークの取得はハードルが高いのではないかなと考えます。

県が事業者に対して行うべき研修、どの事業者にも共通するような基礎的な研修で、その後意欲がある事業者には、プライバシーマークの取得につながっていくようなものが望ましいのではないかなと思いますが、いかがお考えですか。

情報公開課長

事業者から行政に対する研修のニーズは、非常に高いものがございます。また、個人情報保護法第12条には、地方公共団体は個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、このような法律上の努力義務もございます。

研修に関しては、民間でもかなりやられておりますので、官と民の役割分担には留意する必要があるんですけども、県としては事故発生の事例紹介、また個人情報保護法を解説した基礎的な研修、あと民間の研修では内容、ニーズに合わないといった事業者に配慮した研修につきましては、県の役割として果たすべき個人情報の取扱いに関して支援を必要としている事業者が数多く参加できるような手法を、よく庁内で議論しながら検討したいと考えております。

また、プライバシーマークを取得するか否かは、各事業者の自由な判断になると思いますけれども、個人情報の保護に関して、民間事業者がとるべき基本的なルールについては、個人情報保護法に規定されておりますので、その法律の内容を御理解いただくような基本的な研修については、将来はプライバシーマークを取りたいという意欲があるような事業者にとっても、意義のある研修になるものと考えております。

西村委員

個人情報の保護が必要であるということは、広く周知をされてきておりますので、数多くの中小の事業者にとっても、この個人情報保護の対策は大切だということはお分かりになっていらっしゃると思います。しかしながら、日常業務の中で、なかなかそこまで手が回らないというのが現実の問題ではないか考えるところです。

一旦、個人情報の漏えい事故などが起きてしまったら、今度は訴訟の費用であったり、あるいは信用が失墜されるとか、その事業者にとっては大変重大な問題となってしまいます。そうしたことを予防するためにも、個人情報の取扱いに関して支援を必要としている事業者が幅広く、基礎的な研修を受講することができるよう、そしてまたプライバシーマークの取得など、より前向きに取り組んでいただけるように、研修の在り方を県としてしっかり検討し、実施していただきたい旨を要望いたしまして、この質問を終わります。

西村委員

それでは、引き続き質問させていただきます。

県西地域活性化プロジェクトの方向性について御報告いただきました。

6月の本会議において、知事が未病を治すをキーワードに、地域の魅力をつないで一つの大きな魅力をつくり出すという表現をされました。どういったものができるのかということで、大変私も期待をさせていただいておりました。そもそも、この未病という言葉や、知事がよくお使いになっている衣食農同源という言葉も、まだまだ市民権を得ていないのではないかなと感じるところです。

そこで、報告があった内容に関連をして、何点か伺わせていただきます。

まず、確認の意味で、今回のプロジェクトの検討に当たって、なぜ未病を治すというキーワードを使うことになったのか、伺います。

政策局企画調整担当課長

未病を治すというキーワードを使うことになった理由でございます。

今回のプロジェクトの検討に当たりましては、超高齢社会に立ち向かうことと県西地域の地域資源を生かすという二つの基本的な視点を掲げてございます。

まず、超高齢社会に立ち向かうという視点につきましては、65歳以上の人口が占める割合でございます高齢化率が21%を超え、我が国では世界の他の国が経験したことがない超高齢社会に突入しているということがございます。

高齢化率につきましては、7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会という区分になってございますけれども、7%を超えたのが1970年、14%が1994年と、この間25年で、21%を超えたのが2007年と、この間13年ということで、高齢化が急速に進展してございます。昨年、高齢化率が24.1%、しかも75歳以上の高齢者の比率が11.9%と既に高齢者全体の半数を占めているという状況でございます。

神奈川県におきましては、高度成長期に10年で100万人の人口が増えるという世界に例を見ない人口集中を経験してございますので、今後は他の地域を上回る勢いで一気に高齢化が進むということが見込まれてございます。こうした超高齢社会の課題解決に向けまして、健康長寿の社会づくりというものが急務になってございまして、食の在り方ですとか運動、休養など、ライフスタイルを見直しまして、未病を治すという取組が必要となっているという実情がございます。

一方、県西地域の地域資源を生かすという視点につきましては、県西地域は生産から消費まで、一貫した食の提供が可能となっております。また、様々なスタイルで運動が楽しめ、森と温泉に恵まれた多彩な魅力にあふれた地域であるという特徴がございます。したがって、県西地域は未病を治すモデルを実践する場としては、最適な地域であるということでございまして、今回の検討に当たって、未病を治すということ 키워ワードにしたということでございます。

西村委員

我が会派としても、今回の一般質問でも高齢者標準社会ということを訴えてまいりましたし、またシルバーニューディールという言葉も一つ提案をさせていただいた、こういう方向性がありますので、超高齢社会に立ち向かうというこの姿勢自体は大きく賛同をさせていただきたいと思うんですが、先ほども申し上げたように、未病という言葉がまだまだ十分に知られていないので、今後、未病という理解促進のための取組が不可欠になってくるのではないかなと感じるところです。

今回示された方向性では、三つの柱の一つとして、未病が分かるという柱が示されましたけれども、これが正にファーストステップになるのかなと考えます。ここで未病の見える化として、最先端技術による未病のモニタリング、健康状態

のセルフチェックとあるのは、どのようなことを指すのか、お教えいただけますか。

政策局企画調整担当課長

まず、最先端技術による未病のモニタリングでございますけれども、これは例えばスマートフォンと連動したウォーキングですとか、睡眠の状態を把握して健康管理に生かすというリストバンドがございます。また、排泄物のガスによりまして、健康状態をチェックする機器などが開発されてございます。こうしたICTを活用した先端機器などによりまして、体の状態を継続的に把握することがモニタリングということでございまして、こうした機器を活用して、モデル的な取組ができないかということを検討してございます。

また、健康状態のセルフチェックにつきましては、現在、自分がどのような健康状態にあるのか、自分で点検できるチェックシートですとか、ソフトウェアなどを活用しまして、自己点検を行うことを意味してございまして、そうした場づくりを検討してございます。

西村委員

今、答弁があったリストバンドであるとか、感知する機器であるとかというのは、県西部で開発をされているものなんですか。

政策局企画調整担当課長

こうしたものは、既に企業の中で開発されているものでございまして、こうしたものを使って、こういった見える化を図るような場づくりができないのかということを検討しているところでございます。

西村委員

今、見える化という言葉で御答弁いただきました。この見える化という言葉、いろいろなところで使われてきています。県でも会計、県公共施設、今回も御報告がありましたけれども、県民利用施設など、様々な見える化に取り組む。見える化ということは、見えなければならぬわけで、私の認識では、見える化というのは数値であったり、あるいは達成目標であったりというものが、明確なことを見える化というふうに言うのかなと思うんですが、そういった面では、何か数値目標であるとか、いつまでにというような見える化は図られるものなんでしょうか。

政策局企画調整担当課長

数値目標の設定につきましては、今、実は具体の事業内容ですとか、プレイヤーになっていただける方ですとか、そういう方をお話合いと言いますか、地域に入りまして、検討を進めている段階ということでございまして、その数値等についての具体的な対応については、まだ検討している段階にはございません。

西村委員

何となく言葉が先にいっているのかなという印象を受けてしまうんです。もちろん言葉が持っている力は物すごくありますし、特に広報力というのは何かしら引っかかる言葉が、広く呼び掛ける契機になるという効果を及ぼすということも

承知しているんですけども、やはりしっかりと土台を踏まえた上で発信をしていかなくは、そこに誤解が生じてしまうようなことも生まれてくるのかなという懸念を感じるところです。

報告資料では、未病が分かる見える化と並ぶもう一つの柱として、未病を知るを挙げていらっしゃる。ここで未病に関する科学的な検証を行うとありますが、具体的にどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

政策局企画調整担当課長

未病に関する科学的な検証を行うという内容でございますけれども、衛生研究所など、県の試験研究機関ですとか、KAST等との連携を図りながら、例えば食品などの機能性の評価ですとかエビデンスの集積などを通じて、未病に関する科学的な検証を図るということを考えてございまして、県西地域を検証ですとか普及のフィールドとしていくということを検討してございます。

西村委員

今、御答弁があったKASTについては、この常任委員会でも現地調査に行かせていただきました。そこで阿部プロジェクトのお話も伺いましたし、私も9月の一般質問で、また第2回の定例会でも、この評価システムの構築ということで提案、要望させていただいたところです。

ただ、まだまだ現実的な段階にまでは行ってない。それを一つ、この県西地域で土台づくりと言うか、試験的な試みをしていただくというのは、大変、前向きな取組だなというふうに期待をさせていただいたところですが、この阿部プロジェクトのタイトルに衣食農の同源に向けてという名前がついているんですけども、また報告があったプロジェクトの方向性の一つの柱にも、衣食農同源に基づいた食の提供という言葉があります。

衣食農同源という言葉も、まだまだ一般的には使われていない言葉ではないでしょうか。知事は、よくこの言葉をお使いになっていらっしゃる。その意味では、医食同源の考え方に食材を満たす農を取り込んだ健康観だというふうに説明をされているんですけども、そもそもなぜ農が付いたのか、農を付けようということになったのか、その辺りを御説明いただけますか。

政策局企画調整担当課長

医食同源に農を付けたということのお尋ねでございますが、まず医食同源の定義につきましては、病気を治療するのも、日常の生活をするのも、共に生命を養い、健康を保つことに欠くことのできないもので、源は同じであるというような考え方でございます。人は食事から命を頂きまして、食事を通じて食材の持つ様々な機能を体に取り入れているところです。つまり食は健康に大きな影響を及ぼすということでございます。

一方、食を支える食材につきましては、新鮮であること、安全であること、あるいはより高い機能を持つことが健康にとって重要であるということから、命を頂く医食同源に命を生み出す農を結び付けた考え方でございます。

そして、生産地と消費地が近いという神奈川の特徴がございまして、したがって

して、新鮮で安全な食材を提供するとともに、例えば抗酸化作用のあるリコピンが豊富なトマトの湘南ポモロンですとか、アントシアニンが豊富なタマネギの湘南レッドですとか、こうした機能性の高い食品をアピールして、生産拡大につなげまして、消費を拡大することで、県内農業の振興も併せて行っていきたいというような考え方でございます。

西村委員

今の答弁を伺っていると、そういった、より栄養価が高いであろうという県内の農産物を生産するとともに、流通のこともおっしゃっていただきました。流通に関しても、何か具体的な方法を考えて、より市場に出回るような対策を練っていらっしゃるということですね。

政策局企画調整担当課長

今回のプロジェクトの検討については、現在、素案に向けて24日に地域の協議会において、御報告した方向性に沿って、プロジェクトを整理しているところでございますが、そうした中では、例えば生産者と消費者をつなぐネットワークの強化ですとか、こうした販売拡大に向けた取組を盛り込んでまいりたいと考えてございます。

西村委員

しっかりとネットワーク構築をしていただいて、もちろん医食農同源という言葉を出す以上は、科学的な検証ができるような、そういう取組も必要ですし、今申し上げたような早く市場に出回るようなネットワークの充足も必要でしょうし、また県が医食農同源を目指しているのでも、こう改革をしましたというアピールも必要になってくるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先日の守屋委員の関連で、杉本委員からの質問に対し、政策局長から未病の里という言葉が出てまいりました。初めて聞く新しい言葉でございまして、今回の方向性では示されておりませんでした。この未病の里については、具体的な構想があるのか、この県西地域の活性化に取り組む意気込みも含めて、政策局長に伺います。

政策局長

未病の里という言葉を使いましたのは、まだ概念とか用語が定まったものではございません。イメージいたしましたのは、農産物、水産物、大型直売センターですとか、パーキングエリア、こういったところで人が多く集まる施設に、ただいま質問にありました未病とは何か分かるですとか、あるいは自分の未病が分かることにつながる。こういった機能を持った施設を併設していったら、一つの複合的な施設の中で、未病に関して知ること、それから診断すること、食べること、買うことみたいなものが一堂に会してできるような、未病に関する総合的な拠点というものをイメージして、未病の里というふうに先日申し上げたところです。そして、杉本委員から連携が必要だという御質問がありました。連携をしていくには、そういった施設が集客力、求心力のあるような施設が幾つか必要ではないかということをお考えまして、御答弁で未病の里ということをお申し上げたところで

す。

これについては、先ほど課長がお答えしました、今、地域協議会に向けての意見募集のための素案をやっておりますので、今回お示しした資料にも、若干詳しくしたバージョンとして策定しています。その中で私が申しました未病の里というものが分かるようにしていきたいと考えております。

それから、次に意気込みというお話でありました。

本会議で、知事はこのプロジェクトについて、東の京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区と中央部のさがみロボット産業特区とともに、県西地域でもそれに匹敵するようなプロジェクトを起こして、県内で三つの経済のエンジンを回していくという極めて大きなプロジェクトの一つをなすものであるという答弁をしました。

そして、地元とともに、しっかり進めていくということは、知事から御答弁させていただきました。私もそれと同じ覚悟で臨んでいるところでございます。

加えて申しますと、この三つのプロジェクトというのは、最先端医療、それから最新技術の追求と未病を治すことを融合させて、健康寿命日本一を目指すことを目標にしています。それぞれ三つのプロジェクトが重要なパートを担いながらやっておりますので、こちらの県西地域のプロジェクト、未病を治すことを実践する場ということで、県民の皆さんに体験していただくというような役割を持っています。

ですから、三つのプロジェクトの中で、この県西地域のプロジェクトだけが成果を挙げないということは許されないと思っております。そういった意味で、非常に一生懸命やらなければいけないということでございます。

さらに一番大事なことは、このプロジェクトを始めて以降、県西地域の皆様方に非常に多くの期待をいただいているというのは、御意見を伺っている中で非常に実感しています。この期待を裏切ることはいけません、このように思っております。

以上、そんな気持ちの中で、私は誠心誠意、一生懸命このプロジェクトに取り組んでいきたいと考えています。

西村委員

ありがとうございました。

政策局長の前の御答弁の中では、農水産物、あるいは加工品の世界に向けての発信というの、視野に入れているというふうに御答弁をされたと記憶しております。世界に向けてということになると、また県が幾ら地元の意見で盛り上がっているとはいえ、バックアップをしなければならないところが多く出てくるかと思えます。

例えば、世界に向けてこの6次産業である製品を送っていかうとなると、HACCPの取得であるとか、こういったところも県が一つ道筋をつけてあげなくてはならないのかなと考えられるわけですが、そういったサポートもしていただくと同時に、今後は未病の里が点になるのか、大きな拠点を持った線につながるの

か、様々な展開を次には御報告いただけるのかなと思っておりますが、一つだけ正しい日本語で言うと、未病の里というのは若干違うのかなという、未病を治す里が正しくて、未病になっちゃう里だととても困るので、その辺りは、まずその言葉の意味、やはり私がなぜ今回、言葉に触れたかということ、ちゃんと理解をされていないのに、そのイメージが誤って流布をしてしまうことの恐ろしさということで、もう少し伝えられるイメージが直接的に伝えられるようなイメージのものを幾つか選定をされてもいいのかなと思ひまして、この質問を終わります。

それでは、続いて京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について御報告いただきましたので、何点か質問させていただきます。

もう質問が出ておりますけれども、幾つかのポイントで伺ってまいりたいと思ひます。

いよいよライフイノベーションセンター(仮称)の整備を始めた。そして、立ち上がっていくという御報告を頂いているところなんですけれども、ライフイノベーションセンターでは、クリニックをはじめ、細胞の培養であるとか加工、こういったことを想定されていると、さきの本委員会でも御報告がありました。

こうした機能は、施設内外に何らかの影響があるのではないかと、そういうことが懸念されるわけですけれども、設備や設置の運用に当たって、どんな規制があるのか、あるいはこれからどんな規制が想定されるのか、そこら辺をまず教えていただけますでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

ライフイノベーションセンター(仮称)でございますが、細胞の研究、培養、加工、そういったものを想定しております。

それにおきましては、ウイルスや細菌による人への健康被害や感染を防ぐ、これが必要になってまいります。WHO、世界保健機関では、病原体を安全に扱う検査室の安全管理につきまして、そのリスクに応じて安全性のレベルを4段階で定めております。いわゆるP1からP4と言われておりますが、こうしたそれぞれのレベルに応じまして、空調管理、廃棄、排水処理、更には作業環境といった構造設備について、基準が設けられておりまして、それに準ずる形で制御していると考えてございます。

もう一つ細胞の培養、加工におきましては、いわゆる医薬品等の扱いという形になりまして、規格どおりに製造され、品質が担保されることが重要なポイントになってまいります。これに関しましては、薬事法に規定いたしますGMP基準、これはGood Manufacturing Practiceと申しまして、医薬品等の製造管理及び品質管理に関する省令がございます。これに基づきまして、原料の受入れから製造、最終製品の出荷まで、その品質管理、製造管理、衛生管理といったものをしっかりと実行する。その担保として文書化、記録化を求めていくといった規制がございます。

県といたしましては、こうした様々な規制をクリアすることで、施設内外に影響が及ばないように、安全対策をしっかりとする。こういった施設にしていくため

に、建設事業者及び入居事業者としっかりと連携、協力していきたいと考えてございます。

西村委員

再生医療自体は始まったばかりです。法整備自体も慌ただしく出来上がったと言うか、手を加えられた感があります。今後、規制が厳しくなってくるとか、こういった懸念はないのでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

お話にありましたように、薬事法の改正、そして再生医療安全確保法という法律がさきの国会で成立いたしました。

こうした中、法律は成立しましたが、具体的な運用については、これからの議論になってくるということをごさいますして、規制についても一部厳しくなるものもあると思います。

特に再生医療につきましては、今まで医師の判断で、野放しに近い状態もあったと言われておりますので、この部分でしっかりと届出等を行うことで、その後の実態を管理するということが大きな法律の目的になっておりますので、ある意味、規制の強化というところもあるかもしれませんが、それは逆に裏返せば安全の確保といった部分につながるかなと考えてございます。

西村委員

しっかりと情報をキャッチされまして、規制が厳しくなっても、逆にラインがはっきり見えてくる形になるのかなというふうに捉えさせていただきました。

それ以外に、この殿町では例えば実験動物中央研究所、ここは外に臭いが漏れないような配慮がされています。それから、これから建設が進む日本アイソトープ協会は、御承知のように放射線対策ということで、とても敏感に対応されています。特にL I Cが気を付けなければならないようなことというのは、何か考えられるものがありますか。

国際戦略総合特区推進課長

再生医療という面をごさいますして、臭いの部分ですとか、音の部分ですとか、そういったところは特段発生しないと今のところは考えております。

西村委員

まだ中にどういった事業者が入るかという特定がされていないので、答えにくいかもしれませんが、様々な場を想定されますように、まずは要望させていただきます。

もう一つが、この国際戦略総合特区の大きな特性である羽田空港に近いということがありますが、この羽田空港の影響として、高さの規制は存じ上げているんですが、どんどん就航の本数が増えてきて、今、新たに立ち上がった協議会の中では、滑走路の新設も含めて、発着枠を増やせないかという検討が始まったと伺っております。こういったことの影響というのではないのでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

現在でも、その予定地につきましては、滑走路の影響ということで、高さ制限

がございます。要は滑走路が今の予定地よりも近付くということは、余り想定できないと考えておまして、もちろん便数の増加、あるいは新滑走路等の拡張、こういった部分が出てくると想定はしており、今のところ直接的な建築についての影響はないものと想定しておりますが、この辺も情報収集には速やかに対応して、最新の情報を収集し、しっかりと対応していきたいと考えております。

西村委員

どうぞよろしくお願ひいたします。

殿町地区なんですけれども、今、申し上げた実験動物中央研究所が運営を開始しております。また御紹介したように今後、幾つかの企業や研究所、そしてその中には国立医薬品食品衛生研究所など、多くの研究機関や企業の進出が予定されております。

集積が進む状況にあるわけなんですけれども、ここに整備をするL I Cが、その機能を最大限に発揮するためには、こうした機関との連携が必要と考えますが、想定する連携イメージがあれば伺いたいと思います。

国際戦略総合特区推進課長

様々な機関と連携していくということは非常に重要なポイントだと考えております。特にレギュラトリーサイエンスといった分野での連携が重要だと考えております。このレギュラトリーサイエンスは、医薬品等につきまして、科学的根拠に基づいて、安全性や有効性を判断する基準、いわゆる物差しになるものでございます。細胞医療といった新たな分野については、まだまだレギュラトリーサイエンスが追い付いていないといったような実態でございます。今後は、早期承認を実現するためにも、こういったレギュラトリーサイエンスを速やかに確立していくということが非常に重要だと考えております。

そこで、お話にありました国立医薬品食品衛生研究所でございますが、ここは医薬品等の品質、安全性、有効性を正しく評価するための試験、研究、調査を行っています。こうしたところとライフイノベーションセンターが連携することによりまして、レギュラトリーサイエンスの早期確立が期待できると考えてございます。また、実験動物中央研究所は、世界的にも非常に高い評価を得ている研究機関でございます。人に対して考慮する前のいわゆる治験の前段階である前臨床研究や動物実験等で、様々な連携のパートナーとして、我々としては有効な連携ができると考えてございます。

こうしたような研究機関と日常的にコミュニケーションできる、交流できるといったことが、この地の利だと思っておりますので、これを最大限に生かした共同研究、あるいは研究者相互の交流といった事業展開を図っていきたいと考えております。

西村委員

慶応大学の岡野教授がi P S細胞で脊髄損傷の治療の研究をされているわけなんですけれども、今、アルツハイマーの研究と言うか、発症前の手立てという研究がi P S細胞を使って始まった。岡野教授が既にアイソトープ協会がやってきた一

つの実証実験と言うか、研究成果を見せてもらうような、こういう流れができて
いるんだよという話をされていまして、あの中での研究者の中では、いろいろな交
流が始まっているのかなというのを実感させていただきました。県もそういった
情報をしっかりとキャッチをされて、組合せの中に入り込んでいくということが
必要なのかなと感じた次第です。

今、お話のあった国立医薬品食品衛生研究所、これはPMDAのいわば前身と
言うか、そこからPMDAが生まれてきたという流れもありますが、折しも10月
にPMDA-WESTがスタートいたしまして、関西でPMDAの全体的な業務ではあり
ませんけれども、スタートをしたという流れを受けた中で、この京浜臨海部の特
区の役割というのは改めて重要性が帯びてくるのかなというのを実感をしており
ます。こういった情報もつぶさにキャッチをしていただいて、活用していただ
けるように要望させていただきます。

本会議においては、知事からこの特区政策や、その他大きな意味を込めてのこ
とだと思えますけれども、米国やシンガポールとの連携が進んでいるという御答
弁がございました。国際戦略の強化に向けては、現地の政府機関や大学、企業な
どとの継続的なコンタクト、情報交流が必要だと考えますが、今後、どのように
実施をしていくのか、伺います。

国際戦略総合特区推進課長

国際戦略の強化に向けましては、県と現地の政府機関、大学、企業との連携の
具体的な方策、さらにその実績というものを一つでも多く実現していきたいと考
えてございます。そのためには、まずトップ同士の交流が非常に重要と考えてお
りまして、知事自らがトップ会談を行うということで、太いパイプを築くこと
がスタートと考えてございます。また、そうした人的ネットワークを活用し、実務
レベルでもしっかりと連携、交流していくといった対応も非常に重要と考えてお
ります。

また、こうした取組の基礎となりますのが、現地の情報を継続的に収集し、コ
ンタクトしていくということだと思えます。これにつきましては、例えばアメリ
カのメリーランド、あるいはシンガポールに県の駐在員もおりますので、こうい
った人材の活用や総領事館、あるいは民間の企業、団体、そういった力も活用で
きるのではないかと考えてございます。こうした形で、様々なリソースを最大限
に活用して、国際展開に向けた海外との協力関係をしっかりと構築していきたい
と考えてございます。

西村委員

ありがとうございます。

我が会派は、早い時期から欧米の保健規制当局、FPA、EMAとか、こうい
ったところとの積極的な連携が必要だということを訴えてまいりましたし、第2
回定例会で海外駐在員事務所の今後について審議をした時も、メリーランドの海
外事務所について、特区政策と絡めた活用もあるのではないかと意見を申し上げ
たところでもありますので、この現地での足場の強化、よくロビー活動が日本人

は苦手なんていうことは言われますが、今回の東京オリンピックもロビー活動に力を入れた結果が勝利の結果に結び付いているというふうに評されているわけですが、現地に拠点があるということは、大きな足場があるということは大きな力になると考えますので、是非よろしく願いいたします。

続いて、GCCについて伺いたいと思うんですが、このグローバル・コラボレーション・センターがスタートして9箇月、シンガポール政府機関との覚書の締結について御報告いただいたわけですが、これまで一体、この9箇月間に、どういった活動をしてきたのかというのをちょっと伺わせていただいてもいいですか。

国際戦略総合特区推進課長

GCCにつきましては、基本的には会員企業の個別プロジェクトの海外展開をサポートする。これが大きなミッションであり、活動内容でございます。

具体的には、アドバイザーでございますFDA、米国食品医薬品局の元次官、ジョン・ノリス氏のコーチングによりまして、会員企業の製品の米国FDAの承認申請に向けた具体的なプロジェクトが既に動き出しております。

次に、県との共同の取組といたしましては、おおむね月1回のペースでございますが、例会を開催しております。この例会では、会員企業のプロジェクトや取組を御紹介する。これに加えて、知財戦略や海外戦略などのテーマを設定し、それぞれの第一線で活躍されている方を講師に招きまして、セミナーを開催させていただき情報提供といった活動をしてございます。

さらには、メンバーズミーティングや交流会といったものも開催いたしまして、会員企業間のコラボレーション創造に向けまして、連携強化に取り組んでいるところでございます。また、新たな会員企業の獲得に向けた活動といったものも展開してございまして、当初8団体でございましたが、現在12団体というところで、増加しているということで、更に会員拡大を図っていくといった活動を展開してございます。

西村委員

会員の拡大、そして活動の成果を県内の中小企業に波及をさせることというのは、必要ではないかと考えます。その点についてお考えがあれば伺いたいと思います。

国際戦略総合特区推進課長

GCCがこのように国内外で活動を展開している中では、やはり自ら海外展開を目指すといった中小企業、あるいはベンチャー企業といった存在も非常に重要だと考えてございます。そうしたことを勘案いたしまして、GCCでは中小企業やベンチャー企業の入会を促進するというために、いわゆる正会員よりも会費を抑えた形で、準会員といった枠組みも新たに設けているところでございます。

一方、県におきましても、GCCの活動の成果を県内の中小企業に波及させようという考えから、本年9月には県内中小企業を対象といたします県民企業セミナーといったものを開催いたしました。ここでは、知事の講演とともに、日本人初のMDAの研究者としてのキャリアもお持ちで、GCCの特別顧問である北里

大学の竹内教授、そうした方々による講演ということでの普及啓発を行ったところでございます。

さらには、セミナー終了後に交流会も開催いたしまして、GCC会員企業と県内中小企業との交流も図ったところでございます。

今後は、セミナーなどを通じて、中小企業のライフサイエンス分野への新規参入の後押しやGCC会員企業の海外進出、先導的な事例としてそのノウハウを周知し、GCC会員企業と県内中小企業との交流や連携の促進等といった形で、GCCの活動の成果を少しでも県内中小企業に波及させていきたいと考えてございます。

西村委員

いきなり会員になれといっても、なかなか敷居が高いなというふうに感じられる企業も多くおいででしょうし、こういった企業の皆様に、より有益な情報を提供するために、まずセミナーがあって、その上で、それをまた仕事に活用していただき、そして準会員になっていただく、こういう一つの流れが必要なのかなと感じました。

昨年でしたか、FDAの方がお見えになったセミナーに参加をしたんですけども、これはアプリケーションに関わるセミナーでした。これまでだったら、スマートフォンに心拍数であるとか、血圧であるとか、こういう情報を入れるようなアプリケーションだったのが、それが健康に役立つとなったとたんに、FDAの中の510(k)の申請、要するに医療機器としての申請をしなきゃいけないよというふうに変わった。

そこにお見えになっていたのは、小規模なアプリケーションを開発するような会社の方がたくさんお見えで、こういった情報を初めて聞いたというふうにおっしゃってましたし、私も初めて知ったんですけども、アメリカは訴訟の国とも言われる背景があって、どんどん申請の手順が変わったり、規制が高くなったり、いろいろな変化があるようです。素人ですので、十二分には分かりませんが、こういった情報をいち早く察知をして、展開をして、そしてあなたがやっているその仕事でも、このライフサイエンス国際戦略総合特区の中で活用できるんだという、こういう認識を広げていただくというのがまた重要なポイントになってくるのかなというふうに感じております。

これからいよいよ本格的に実施になりますが、どうぞ力強く推進をしていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

意見発表

西村委員

公明党神奈川県議会議員団を代表し、意見発表を行います。

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しについて御報告がありました。

平成2年に事業者における個人情報の適切な取扱いを促すことを目的として設置された本県の登録制度は、平成15年、個人情報保護法の制定や第三者認証制度

であるプライバシーマーク制度の普及を受け、既に役割を終えたと考えられ、登録制度を残すこと自体、県民に誤解を与えることになると思います。

数多くの事業者にとっては、個人情報保護の対策は大切だと分かってはいても、日常業務の中でそこまで手が回らないというのが実態かと思われまます。しかしながら、一旦、個人情報の漏えい事故などが起きれば、訴訟費用や信用失墜など、その事業者にとっては大変重大な問題となるのは必定です。速やかなPDマークの回収と県民への周知、またプライバシーマークの取得につながるような研修の実施など、個人情報の取扱いに関する意識啓もうと併せて展開をされますよう要望いたします。

県西地域活性化プロジェクトの方向性について御報告いただきました。

未病を治すというキーワードをより一層、魅力的なもの、現実的なものにするためには、未病という言葉を知り、理解していただくことが肝要です。広くこのキーワードを流布し、活性化の追い風とされますよう要望いたします。また、農水産加工食品において世界ブランドを目指す上では、HACCP取得など、県のバックアップも必要と考えます。御検討をお願いいたします。

次に、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について申し上げます。

いよいよLICの整備が開始される運びとなりましたが、再生細胞医療分野の拠点となるLICがスムーズに始動ができるよう、多岐にわたる対応を想定すべきと考えます。これは施設整備に限らず、羽田空港に隣接をするという立地条件や今後の特区政策の進展を鑑みた情報収集なども想定に含まれます。折しもPMDA-WESTが10月にスタートし、今後のライフサイエンスの流れも変化してくると思われまます。敏感に気運の流れを捉えられますよう、よろしく願いいたします。

情報交流においては、海外にもパイプを築いているとの御報告でした。第2回定例会で提案した海外駐在員事務所の活用など、現地との連携を深める施策の実施をお願いいたします。

さて、我が会派はいち早く欧米の保健規制当局、FDA、EMA等との積極的な連携を訴えてまいりました。先ほど申し上げたPMDAの2009年に発表した国際戦略において、FDA、EMAへの人材派遣など、同じ方向性を示しています。PMDAの前身として、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターが挙げられますが、その衛生研がいよいよ殿町地域に移転をしております。PMDAの進出、あるいは誘致も見据えた連携の強化を提案をさせていただきます。

GCCについては、有効な情報を県内中小企業にも波及させるべく、準会員の増員策や会員以外にも対象を広げたセミナーの開催など、今後も推進をお願いいたします。

県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲については、さきの本委員会にて意見、要望を申し上げたことが、こんなにも早い時期に合意に至り、局長はじめ当局の皆様御尽力に敬意を表したいと存じます。これからは課題となるシステムの移管、事務の引継ぎなどを適切に行われますよう要望いたします。

最後に、米海軍ヘリコプターの不時着について報告がありました。

奇しくも11月5日には、米軍と県警、市消防がガイドラインに基づいた初の実働訓練が実施をされたところでした。

訓練の中では、内周規制線でそれぞれの責任者が立ち会い、設定をし、活動がスタートをしたと記憶をしております。昨日の事故においては、米軍の責任者が現場に到着をしたのは18時38分と事故発生の約3時間後、その間の県警への連携などはなかったとの報道がなされていきました。

今回は、県民に人的被害はなかったということですが、本来であれば、ヘリコプターからの遭難呼び出しがあった段階で、速やかに県、市、警察、消防に連絡が入り、救助や火災に対応すべく体制を整えてしかるべきと考えます。

事故はあってはならないことですが、今後、不測の事態が発生をした折に、より迅速に米軍からの詳細情報が提供されなければ、二次災害、三次災害を引き起こす可能性も十分にあり得ます。ガイドラインの運用に大きな課題があることが判明をしたわけですから。県民の安全・安心の確保のために、今回の事故をしっかりと検証し、ガイドラインの適用にあっては、情報収集、情報開示の責務、ホットラインの設定等を明確化するなど、具体的な要請を国及び米軍に対しされますよう提案を申し上げます。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託をされました諸議案に賛成をいたします。